

草津市建築物の浸水対策に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、集中豪雨等による建築物およびその利用者の被害を未然に防止するために、市と市民および事業者の責務を明らかにするとともに、建築物の浸水対策に関する必要な事項を定め、もって市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者および市内に存する土地または建物の所有者および管理者をいう。
- (2) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む者をいう。
- (3) 浸水のおそれのある区域 浸水の発生が予想される区域として規則で定める区域をいう。
- (4) 特定建築物 防災活動の拠点となる施設、草津市地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき作成された計画をいう。）に定める避難所、広域避難所等で規則で定めるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、水害に強いまちづくりを推進するために、建築物の浸水対策に関する指針を定めるものとする。

- 2 市は、浸水のおそれのある区域および前項に定める指針の情報提供を行い、市民および事業者の理解と協力を得るよう努めるものとする。
- 3 市は、市が設置し、または管理する建築物の浸水に対する安全性の確保その他の浸水対策を行うよう努めるとともに適切な維持保全に努めるものとする。

(市民および事業者の責務)

第4条 市民および事業者は、水害に強いまちづくりについての理解と関心を深め、自らの責任において、建築物の浸水に対する安全性の確保その他の浸水対策を行うよう努めるものとする。

(特定建築物の安全の確保)

第5条 特定建築物を建築しようとする者は、規則で定める浸水対策上必要な措置を講じなければならない。

- 2 既存の特定建築物を所有し、または管理する者は、前項に定める措置を講ずるよう努めるものとする。

(届出)

第6条 特定建築物、浸水のおそれのある区域内において地下室（建築物の周囲の地面もしくは道路面より低い位置に床を有する建築物または建築物の部分で居室、倉庫等の用に供するものをいう。）を設ける建築物または建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第34条第2項の規定に基づき非常用エレベーターを設置する建築物を建築しようとする者は、法第6条に定める確認申請書または法第18条第2項に定める計画通知を提出する日までに、規則で定めるところにより、浸水対策の内容を市長に届け出るものとする。

(助言および指導)

第7条 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る浸水対策について、必要な助言および指導を行うことができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成18年9月1日から施行する。ただし、第5条第1項および第6条の規定については、この条例の施行の日以後に確認申請書または計画通知が提出される建築物について適用する。